

令和7年度事業計画

1 基本理念

地域共生社会の実現に貢献する

2 基本方針

(1) あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。

①相談・支援体制の強化

これまでの実績を活かし、総合相談・生活支援の取り組みを一層強化します。

②アウトリーチの徹底

これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、アウトリーチ（地域に向いて行くこと）を徹底します。

③多機関協働の中核として役割発揮

本会が社会福祉関係者の協議体であるという特性を活かし、多機関連携の中核となって、複雑化、多様化した生活課題を制度の狭間に落とすことなく対応します。

(2) 地域のつながりの再構築

地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO 団体、社会福祉法人・福祉施設などの地域の各種団体や企業・事業所などとの協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

(3) 地域から信頼される組織づくり

市との強固なパートナーシップのもと、職員育成や活動財源の確保に努め、適正な事業運営と説明責任を果たします。

3 本年度の事業推進の考え方

コロナ禍を経て、日常生活に大きな影響が残り、その後の自然災害や物価高騰、格差拡大などから、経済的な困窮や、福祉・生活課題による孤独・孤立の中で苦しんでいる人がいます。

このような状況の中で、支援を必要とする人に適切な支援をつなげるとともに、「支え

る側」、「支えられる側」という関係を越えて支え合う活動が、求められています。

このことを踏まえ、本会では、多様な主体と連携した地域福祉活動の展開や、福祉教育の取組み、生活困窮者支援に向けた取組み、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する相談支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に進め、重層的な支援体制と様々な活動のネットワーク構築を目指します。また、今後の事業展開を見据え、令和8年度を始期とする次期中期経営計画を策定します。

(1) 主要事業

ア 地域福祉活動の推進・支援

(ア) 住民主体の地域づくり

「くるめ支え合うプラン」のめざす姿である「支え合うところあふれるまち くるめ」に向け、困りごとを抱える当事者を含む住民や多様な主体が主体的及び自発的に連携・協働して地域課題解決に向けた活動を展開できるよう取り組みます。

具体的な取組みとして、令和8年度を始期とする次期「くるめ支え合うプラン」を市と一体的に策定し、「くるめ支え合うプラン」の展開にあたり、「校区福祉活動計画」の策定を支援します。

・校区福祉活動計画策定支援 17 校区

(R6 年度末 計 27 校区完成 着手校区 2 校区)

(イ) 見守りや支援の対象者を広げる

見守りや支援の対象者を広げるため、高齢者や子ども、障害者などの様々な事例について、関係機関、団体はもとより、福祉以外の様々な分野とも連携・協働して取り組みます。あわせて、フードドライブ活動等の支援、普及等に取り組む過程において、生活困窮世帯など適切な支援に繋がりにくい方々との出逢いと関係性づくりに努めます。

また、校区社協連合会、校区社協やふれあいの会、支え合い推進会議が行う学習会などを通し、支援が必要な人や世帯の現状と課題への理解を促します。

さらに、ふれあいの会等による見守りや訪問活動の充実・強化、いきいきサロンの設置を支援します。

・ボランティアスクール等の支援 各校区 2 回

・延べ訪問回数 249,000 回

- ・いきいきサロンの設置数 310 か所

(ウ) コミュニティ組織との新たなネットワーク化

支え合い推進会議を通して、多様な主体との関係構築・連携を進めます。

地域住民や様々な関係者が互いに連携・協働し、支援を必要とされる方々とも支え合う地域づくりを進めます。

また、地域の絆づくり、支え合いの意識醸成に繋がっている活動や取組みの把握に努め、普及につなげるため、各種媒体を活用した広報周知に取り組みます。

- ・地域の絆づくり、支え合いの意識醸成を促す住民活動の把握・周知、立ち上がり支援 20 か所程度

(エ) 興味や関心事を軸として集う市民グループや経済団体等、多様な主体との連携

地域で活動する、興味や関心事から集う市民グループや経済団体等について情報収集するとともに、積極的に関係を深め、それらのグループが行う、さまざまな活動や企画等に協力します。また、こうしたグループが地域に根差した地縁組織（地域コミュニティ組織等）との共同企画や事業などへ繋がるよう取り組みます。

また、好事例が生まれた市民グループの活動内容を地縁組織やその他の市民グループへ周知し繋がり の循環を広げます。

(オ) 地域福祉を担う人材の育成

社会福祉大会、ボランティアフェスティバル、校区社協連合会交流学習会などを実施し、住民参加の地域福祉活動の目的や重要性を訴え、地域福祉への理解を深めます。

また、校区社協等地域関係者や学校、子どもたちの普段の生活にかかわりの深い PTA 等と連携し、福祉教育の取組みを協働し実践することで、地域に根づいた福祉教育の充実に図ります。

さらに、企業・事業所等への働きかけを強化し、校区コミュニティ組織や当事者団体等と連携し、学習会、研修会などの社会人の福祉学習の機会づくりにも取り組みます。

イ 相談・支援

(ア) 組織内の情報を支援活動に活かす

生活支援課の生活福祉資金貸付等の各種相談事業を通じて把握される要支援ケースについて、当事者の同意のもと、必要に応じて地域福祉課と情報を共有し、連携して支援を行います。

また、令和5年7月の豪雨災害による被災者に対して実施した個別訪問等により発見された生活課題、福祉課題を抱えた人（世帯）に対して、引き続き寄り添った支援に取り組めます。

（イ）継続的で柔軟な対応を行っていく

「複合・狭間」の課題の緩和・解消に向け、継続的で柔軟な対応を行うために、関係機関、関係住民、当事者等が課題について協議する場（重層的支援会議）を設けるとともに、関係機関が把握していながらも支援が届いていないケースの情報共有や地域における必要な支援体制の検討（支援会議）を行います。

また、これまで支援につながっていなかった潜在的な課題を持つ人や支援を拒否する人に対しアウトリーチを行い、本人や家族との関係づくりから始め、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐなど、本人や家族に寄り添った支援を行います。

様々な地域福祉課題の解決等にあって、ライフレスキュー事業やインフォーマルな地域資源などを活用していきます。

- ・ライフレスキュー久留米連絡会への登録法人 36 法人

（ウ）地域へのきめ細かな働きかけ

支え合い推進会議や校区社協役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会などの住民同士の話し合いの場や、支援関係機関、自助グループ等が開催する話し合いの場に参加し、情報共有、支え合う関係づくりの促進、課題解決力の向上を図ります。

また、複合的な課題を抱えた人（世帯）に関して、関係機関等と協力して、中心となる支援機関や役割分担を記載した個別支援計画を作成し、関係者（機関）との連携のもと、計画的な支援を行います。

さらに、課題を抱えた当事者が地域に溶け込めるように、自治会やふれあいの会、民生委員・児童委員等に協力を求めながら、住民とともに伴走型の支援を行います。

- ・個別支援計画の作成 20 件程度

(エ) 要支援者の情報を速やかに把握する

これまでの見守り訪問活動により培われてきた「身近な地域で、お互いに気づき合い、見守り合える関係」などの好事例を、地域住民と共有し、取組みを進めます。

また、近隣世帯の小さな変化から課題や困りごとに気づくことができる住民を増やすため、地域住民を対象とした学習会、研修会等を校区社協等とともに実施します。

さらに、担当コーディネーターは、住民同士の話し合いの場に参加し、地域や個別の世帯等の困りごとや課題を把握し、個別支援チームと連携し支援に努めます。

- ・見守り活動の普及（ふれあいの会） 46 校区
- ・学習会の企画支援 各校区 2 回

(オ) 人生あんしん事業

その人らしく人生を終えられるよう、契約に基づき死後事務を行う「人生あんしん事業」を行います。

本事業は、契約者が亡くなった後の手続き等に関する重要な事業のため、相談に来られた人と一緒に時間をかけて考えながら進めていきます。

契約後は、電話や訪問による定期的な見守りをしながら、契約者が死亡した際には、契約者の希望にそった葬儀・埋葬、家財処分などの手続きを行います。

ウ 権利擁護

(ア) 法人後見事業

安定した事業運営のため、市の成年後見制度利用支援事業の利用等により収入の確保に努めるとともに、持続的に法人後見事業が運営できる仕組みの検討を行います。

また、本人に不利益が生じないように関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図ります。

- ・受任件数 20 件

(イ) 市民後見人の育成

市が主催するフォローアップ研修を受託し、市民後見人の養成を促進します。

また、今後も継続して市民後見人として単独受任ができるよう、本会の法人後見支援員の業務内容を実践に即した内容に拡大し、当該支援員の実務能力の向上に努めるとともに、市民後見人養成講座修了生の活躍の場の創設に向けて、市と協議しながら

取り組みます。

さらに、本会が市民後見人の後見監督人を行うことで、市民後見人が円滑に活動できるよう支援します。

(ウ) 成年後見センター（中核機関）の受託

市が成年後見制度の利用促進のために設置している中核機関を市と連携を図り運営し、後見人支援等の役割に取り組むとともに、成年後見センターの相談機能の充実と適正かつ効率的な運営に努めます。

あわせて、地域連携ネットワークの構築に向けて検討します。

・相談件数 550 件

(エ) 日常生活自立支援事業

利用契約者数に応じた日常生活自立支援専門員を配置し、適正かつ適切な事業運営に努めます。

また、利用契約者の判断能力の低下及び課題に応じて、適切な事業利用及び支援ができるよう、関係機関との連携強化に努めます。

エ 在宅福祉サービス

(ア) 要介護認定調査業務の整理

要介護認定調査員の資質の向上を図り、要介護認定申請者の心身の状況を的確に把握し、質の高い適正な調査を実施します。また、調査員の人員体制を見極めながら、市と今後の受託期間の目途について協議を進めていきます。

(イ) 介護保険事業の整理

事業終了後の建物・物品等の資産について、整理を行います。

オ 災害への対応

(ア) 災害ボランティアセンター運営と本会の業務執行体制の確保

いつ災害が起こっても災害支援が安定的かつ継続的に行えるよう、福岡県社協や近隣社協及び NPO 法人、大学や企業、事業所、団体等と人的な支援、資機材の提供や物資等の運搬・配送などについて、平常時から情報共有の場や協働による運営訓練の機会を

設け、必要に応じて連携協定を結びます。

また、専門性や高いスキルを有した災害ボランティアを速やかに確保するため、災害支援ネット「ハッシュ井」をはじめとする関係機関と連携し、研修等による災害ボランティア活動経験者のスキルアップに努めます。

なお、市民に対し必要なサービスを届ける業務執行体制を維持するため、事業継続計画（BCP）については、災害対応を想定した、より実効性のあるものに検討・見直しを行います。

（イ）非常時の支え合い

平時からの見守りや支え合いの促進を目指し、避難行動要支援者名簿を活用した見守り訪問活動や図上訓練の実施を進めます。

また、避難行動要支援者への支援体制づくりとして、地域住民や関係機関とともに災害時マイプラン作成の支援をいたします。

さらに、避難行動要支援者が所属する団体への防災講座等に参加し、災害時マイプランの作成を通して、非常時の支え合いについての周知、啓発に努めます。

カ 情報の発信・広報

（ア）計画的、効果的な広報

アンケートや SNS の閲覧回数などを参考にして、住民が求めている情報は何かを把握するとともに、年間計画を作成し、タイムリーに必要な情報を発信します。

また、点訳・音訳による視覚障害者への情報提供に配慮するとともに、SNS 世代ではない年齢層への対応として、担当コーディネーターが地域の会議等に出向いた際に参加者に情報提供し、その情報を地域住民へ伝えていただくように促します。

さらに、情報発信のさらなる充実・強化について検討を進めるとともに、研修等による職員のスキルアップを図ります。

媒体別では、広報紙「くるめ福祉」の内容充実を図るとともに、レイアウト・デザインについて、わかりやすく魅力あるものとなるよう努めます。

社会福祉協議会の公式 YouTube チャンネルを介して社会福祉協議会の取り組みや、地域の福祉活動、ボランティア活動などの紹介を積極的に展開します。

校区社協や支え合い推進会議の取り組みを広く紹介、周知する「つながるスイッチ！」を作成し、地域へ向け、市社協のホームページや Facebook、NOTE など様々な媒

体を通じて積極的な周知を図ります。また、二次元コードパネルを設置し、若年層などに広く周知をしていきます。

ボランティアセンター広報紙「まれっと」の内容充実を図るとともに、市社協のホームページや Facebook で積極的な周知を行い、メール配信等を通じた読者の増加に努めます。

また、SNS の情報発信回数を増やし、双方向性を活かした情報発信を行うとともに、スマートフォンでも閲覧しやすいホームページの提供を行います。

さらに、テレビ局、ラジオ局、新聞社等多様な媒体に積極的に情報提供を行います。

- ・ Facebook、X (旧 Twitter) 等への各課投稿 前年度 5% 増
- ・ ホームページの閲覧者数 (月平均) 3,900 人
- ・ DreamsFM を活用したラジオ放送 毎週水曜日 12 時 30 分からの放送

(イ) 積極的な情報公開

現況報告書、事業計画書、事業報告書などの法人情報について、ホームページ等による円滑な提供に努めます。

また、本計画やくるめ支え合うプラン（地域福祉活動計画）など、本会が策定した計画を始め、久留米市社協ガイド、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルなどの様々な情報について、ホームページなどで公開を進めます。

(2) 事務局体制に関する取組

ア 組織

(ア) 企画・調整機能の強化

各課業務を横断する調整、事業の進捗管理などの全体調整や本会運営について、中長期的なスパンで企画・調整する総務課の機能強化を図ります。

(イ) 新たなニーズに対応した組織の見直し

「断らない相談・支援」や「伴走支援」などの求めに対応するために、住民の相談しやすさを最優先に限られた人材を最大限に活かすという観点から、組織の在り方を検討します。

イ 職員

(ア) 人材の育成

「人材育成基本方針」を見直し、これに沿った階層別研修、専門研修等を行い職員の能力向上を図ります。特に、コミュニティソーシャルワーカー研修の充実に取り組みます。

また、実践的に行われる OJT が人材育成の基本であることから、OJT マニュアルを作成するとともに、効果的な OJT の実施を進めるために、各職場にて業務マニュアルやトレーニングツールの整備を行います。

ウ 事務事業

(ア) 事務事業の見直し

既存の事務事業について、統廃合や実施方法の見直し、必要性の精査を行います。

また、会計処理及び税務処理に関する制度変更について、効率的に運用できるように対応していきます。

さらなる ICT 化による事務効率化及び電気料金、保守管理をはじめとした各種契約内容の検証・見直しを継続し、より一層のコスト縮減を進めていきます。

(3) 財源に関する取組

ア 財源の確保・活用

(ア) 公募事業への参画

指定管理施設（総合福祉会館、田主丸老人福祉センター、三潴総合福祉センター）は、最近の物価高騰や賃上げの影響を受け厳しい運営状況に直面していますが、一層の効率的な運営による収益の改善を図ります。

(イ) 自主財源の確保

地域住民に対し、本会の活動に対する理解促進を図りながら、より一層の支援を呼びかけます。

また、住民のニーズに対応しつつ、自主財源につながる事業の創出や、地域福祉活動を推進させる新たな自主財源の確保に向けて調査・検討を行います。